

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年3月7日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年3月7日(木曜日)

午後1時1分開議

午後1時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第89号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

議案第94号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

- 委員長 小早川 宗 弘
- 副委員長 田 代 国 広
- 委員 西 岡 勝 成
- 委員 鬼 海 洋 一
- 委員 藤 川 隆 夫
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 松 岡 徹
- 委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 林 田 直 志
- 総括審議員兼
- 政策審議監 伊 藤 敏 明
- 医 監 岩 谷 典 学
- 子ども・障がい福祉局長 米 満 譲 治
- 健康局長 牧 野 俊 彦
- 首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
首席審議員兼

子ども未来課長 中 園 三千代
首席審議員兼

障がい者支援課長 西 岡 由 典
医療政策課長 三 角 浩 一

環境生活部

部 長 谷 崎 淳 一

政策審議監 末 廣 正 男

環境局長 山 本 理

県民生活局長 田 中 彰 治

環境政策課長 宮 尾 千加子

環境立県推進課長 福 田 充

消費生活課長 杉 山 哲 恵

事務局職員出席者

- 議事課主幹 浦 田 光 典
- 政務調査課主幹 松 野 勇

午後1時1分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、国の緊急経済対策に伴い、3月6日に追加提出された平成24年度補正予算関係等の議案審査のために、緊急に開催される委員会でありますので、審議を効率的に進めるためにも、質疑応答は、付託議案に関するものだけに限らせていただきたいというふうに思います。委員の先生方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、議案について執行部からの説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、説明される際は、着席のままで行ってください。

まず、林田健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○林田健康福祉部長 よろしく申し上げます。

健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例関係2議案、合計3議案でございます。

まず、第89号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、国の新しい緊急経済対策、日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等へ交付金を積み増しする予算など、総額43億9,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

また、交付金等を受け入れるための繰越明許費の設定についてもお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めました健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,411億3,000万円余となります。

次に、第94号議案の熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例の制定について及び第95号議案の熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、基金を活用する事業の実施期間の延長に伴いまして、関係規定を整備するものです。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成24年度2月補正予算関係の追号分について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金でございます。この基金は、国の経済対策として、平成21年度から24年度にかけて、社会福祉施設等を対象に、これは障害者や児童の入所施設等が対象となりますが、その耐震化工事とスプリンクラー整備を行うために各都道府県で設置しているものでございます。

本県におきましては、平成24年度までに総額約35億円の基金を積み立て、これを活用して、施設整備等を進めてまいりました。

先般、2月26日に国の予算が成立しました。新しい緊急経済対策として、一つには、この基金事業の実施期限の1年延長と、一つには、交付金の追加交付が行われることとなりましたので、国からの追加交付金を基金に積み増すものとして9億6,609万6,000円の増額をお願いいたしております。

基金を活用した事業実施の予算は、平成25年度の6月補正でお願いする予定です。

なお、実施期限の1年延長に伴う基金条例の改正については必要がありません。昨年2月に今回同様基金の追加交付が行われ、その際、実施期限については、国において、平成24年度中に事業に着手した場合には事業完了まで延長が可能という形で、事業の終期が設定されなくなりましたので、それに伴い、平成24年2月、ちょうど1年前の定例会で、この社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を改正しまして、基金の実施期限に関する条項を削除しておりますので、今回は、基金条例の改正を行う必要はございません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

3ページをお願いいたします。

児童福祉総務費ですが、右側の説明欄をごらんください。

安心こども基金積立金でございます。この基金につきましては、子供を安心して育てることができる環境の整備を進めるということで、平成20年度に設置をしまして、21年度から活用しております。その後も、国の経済対策に伴いまして、毎年積み増しを行っておりますが、このたびも、緊急経済対策の追加交付を要望しまして、16億2,300万円余の増額補正をお願いしております。

なお、今回の積み増し分を活用する事業につきましては、25年度の6月補正でお願いする予定でございます。

続きまして、恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

7ページ、第94号、条例議案でございます。

基金の実施期間を延長する必要がありますので、関係条例の一部改正をお願いしております。

中ほどになりますけれども、期間を平成30年12月31日までとしておりますのは、新たに実施予定の事業のうち、期限が最も遅い事業に合わせたものでございます。

子ども未来課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

追号説明資料の4ページをお願いいたします。

精神保健費の1、地域自殺対策緊急強化基金積立金でございますが、国の平成24年度第1次補正予算におきまして、地域における自殺対策について、さらなる推進を図ることとされております。

今回の補正は、本県への交付金の追加配分として見込まれます5,168万円余を同基金に積み増しするものでございます。

なお、今回の積み増し分を活用する事業につきましては、25年度の6月補正でお願いす

る予定でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

同じく基金関連の条例改正でございます。

第95号議案熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、10ページの概要により御説明申し上げます。

今回の条例改正は、当該基金を活用する事業の実施期間の延長に伴うものでございます。

事業の実施期間は、平成24年度末とされておりましたが、今回実施期間が平成25年度末までと1年延長になりましたので、精算期間を考慮し、内容欄にありますとおり、当条例の有効期限を平成26年12月31日まで延長するものでございます。

以上、障がい者支援課でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。説明欄をお願いいたします。

1、保健医療推進対策費の医療施設等施設・設備整備費は、国の平成24年度第1次補正予算で、医療提供体制を充実するための医療機器等の整備として措置された財源を活用し、医療機関が前倒しして行う設備整備に対し補助を行うものでございます。

2、医療施設耐震化臨時特例基金積立金は、2次救急医療機関の耐震化を推進するため、国の経済対策として追加交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を熊本県医療施設耐震化臨時特例基金へ積み増しを行うものでございます。

なお、本件につきましても、具体的な事業実施に係る予算につきましては、平成25年の

6月補正でお願いする予定としております。

以上、医療政策課の補正予算としまして、総額17億5,182万円余の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

社会福祉費の社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業、児童福祉費の安心こども基金事業、公衆衛生費の医療施設等施設・設備整備費、医療施設耐震化臨時特例基金事業、地域自殺対策緊急強化基金事業、これらの5つの事業についてですが、これらは、先ほど各課から御説明した事業でございまして、国の新しい緊急経済対策に係るものでございますが、国の予算成立が2月26日と年度末となり、その後の交付決定等の手続の状況次第では年度内に国からの交付金等が来ない場合も想定されるため、翌年度受け入れとなった場合にも対応ができるよう、繰越明許費を設定するものでございます。

なお、これらの経済対策に係るものについては、全庁的に同様の取り扱いをしております。

5つの事業分として、総額43億9,277万4,000円の増額をお願いしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、環境生活部のほうに行きますけれども、谷崎部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 よろしく申し上げます。

本日御審議をいただく議案の概要につつま

して御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、条例関係1議案の合計2議案でございます。

まず、第89号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額2億1,900万円余の増額補正をお願いしております。

その内容としましては、企業局が実施する八代工業用水道導水管耐震化事業に係る国からの交付金を一般会計で受け入れ、これを公営企業会計に繰り出すための予算及び国の地方消費者行政活性化交付金が追加交付されることに伴い、基金へ積み立てるための予算でございます。

また、平成24年度から平成25年度への繰越明許費としまして、工業用水道事業会計繰出金及び消費者行政活性化基金積立金で、総額2億1,900万円余の設定をお願いしております。

これらによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして624億2,700万円余となります。

次に、第96号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、基金を活用する事業の実施期間が1年間延長されたことに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。着座で失礼いたします。

説明資料12ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計繰出金でございますが、6,960万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

企業局におきまして、国の緊急経済対策を

活用して、八代工業用水道の導水管の耐震化事業を実施いたします。この事業の財源の一部に地域の元氣臨時交付金を充当することとしておりますけれども、この地域の元氣臨時交付金が一括して一般会計に交付されるために、この相当分を企業局の工業用水道事業会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、資料13ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

内容は、ただいま御説明しました地域の元氣臨時交付金が新年度に交付されることが見込まれるため、全額を繰り越すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の14ページをお願いします。

消費者行政推進費でございますが、右側の説明欄に示しておりますように、消費者行政活性化基金積立金として1億5,000万円の増額補正をお願いしております。これは、先般の国の緊急経済対策によりまして、消費者庁が地方消費者行政活性化交付金の追加交付分として措置をした60億2,000万円が財源でございます。

国としましては、今般の追加交付を行うとともに、活用期限を平成24年度から平成25年度まで延長することといたしております。

県といたしましては、今回増額補正する基金を活用しまして、市町村消費者行政推進支援等に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

これは、ただいま御説明申し上げました消費者行政活性化基金積立金に係る繰越明許費の設定でございますが、年度内に国からの交付金が来ない場合を想定しまして、翌年度受

け入れになったとしても対応ができるよう、1億5,000万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

今回、消費者行政活性化基金を活用する事業の実施期間を平成24年度から平成25年度に延長することに伴いまして、熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の提案をいたしております。よろしくようお願い申し上げます。

内容は、17ページの概要の中ほどに示しておりますが、条例の附則第2項に定める条例の有効期限を平成25年12月31日から平成26年12月31日に改めるものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、重ねて申し上げますけれども、今回の委員会は緊急に開催する委員会でありますので、また、後議分もありますので、質疑は、付託議案に関するものだけにさせていただきますと思います。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 急に国から来たから、議案もきのうの本会議の終わった後来て、なかなか分析がしにくいのですけれども、幾つかちょっと聞きたいと思います。

まず、3ページの安心こども基金のところですが、これは、結局安心こども基金は、ここにもう全部プールしているわけですね。

○中園子ども未来課長 安心こども基金は、全てここにプールしております。

○松岡徹委員 それで、安心こども基金は、主に保育とかに使われていると思いますけれども、去年の4月から、小中学校の学校給食の際の放射能検査、それにも使っているということになっているし、それから、その後、保育園の給食の放射能検査の器材整備なんかに使っているというふうに国会のほうでなっているわけです。そこら辺は、子ども未来課のあれとは違うかもしれぬけど、基金がここにプールされるということだから、ちょっとあなたが答えられるかどうかわからないけれども、そこら辺のいわゆる総合的な活用というか、状況に応じた、例えば、福島や、そのほか周辺東北3県や、そのほかで、県内に160世帯395人が、一番新しい数字で、来ているわけですが、そういう人たちのお母さんたちに聞くと、子供を連れてきておられるわけだけん、やっぱり子供の内部被爆による健康変化とか、そういうのを非常に危惧して、旦那をあっちに置いて来とられるわけだけでも、それだけじゃないけれども、全体として、いわゆる給食の放射能検査等にも生かせるということになっているから、そこは、6月に示しますということなので、どうなのかなということをちょっと聞いておきたいと思ひましてね。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

安心こども基金につきましては、保育所の施設整備が中心ではございますけれども、そのほかに、子ども家庭福祉課が所管しておりますひとり親関係ですとか、あるいは私学の関係でも使っております。そういったことで、今3課が関係しておりますけれども、その3課の中では、その給食の放射能汚染関係を要望してきたところではございません。

ちょっと私も認識不足で、その放射能関係の事業に使えるということ自体知らなかった

んですけれども、少なくとも県内にはニーズはございません。

○松岡徹委員 ニーズがないということはないと思うんだけど、具体化していないということだと思うんですね。それで、小中学校の検査に使えるというのは去年の4月から。その後、国会の答弁で、政務官が、これは福島の例でまず取り上げて、国会で。それで、保育所の給食の放射能検査の器材整備なんかにもいいですということになっているんですよ。そういうのはちょっといろいろ調べていただいて、研究していただいて、具体化していただければいいなと思いますけどね。

○中園子ども未来課長 済みません、今調べましたら、確かにメニューとしてあるということですので、しっかりニーズ調査をしたいと思ひます。

○松岡徹委員 よろしくお願ひします。

あと2つある。

4ページの自殺対策緊急強化基金積立金だけど、これは、御承知のように自殺対策基本法ができて、そこで、基本理念とか、国の責務とか、地方公共団体の責務とかも定まって、体制も強化するというふうになっているんですけれども、所管は内閣府なんですけどね。

それで、毎年3月が対策強化月間になっていて、今が月間になっているんでしょう、課長。それで、ちょっと聞くんですけれども、自殺する人の大体7割が、その前にいわゆる相談機関を訪ねているというわけよね。ですから、いわば自殺対策基本法に基づくさまざまな対策が非常に大事なんですよ。

大体この14年間3万人以上亡くなって、去年は2万7,000人台に、やっぱり対策を打てば減るといふか、毎年80人ぐらいが自殺されているということになるわけで、これは本当

に大事な課題だということを、私も改めていろいろ調べる中で思っているわけですが、それでも、それで、その7割が事前に相談機関に行かれるということだから、今度のいわば今やっている特別月間、強化月間の取り組みは一体どういう状況なのかというのと。

それから、15歳から34歳までの若年層の自殺というのがやっぱりふえていましたね。就活失敗で大体150人亡くなっているとか、大体そういう15歳から34歳までの年代で死亡原因の1位が自殺だというのは、先進7カ国では日本だけらしいですよ。だから、そういうキャンペーンの中で若年層対策はどういうふうになさっているのかなというような——都道府県別の自殺者数のデータを見てみたら、去年の1月が30人、ことしも30人で変化はないのだけれども、17道府県が減っているのですよ。ですから、私は非常に大事だと、これは。だから、6月の基金の具体化を待ちましようじゃなく、今月間だから、こここのところはどうかと。

それで、体制を調べてみたら、県は、どこがこれやるのかなと見たらあなたのところでしょう。デスク表を見ても、自殺対策というのはどこも書いてないし、体制だって、いわば1カ月で30人亡くなるとか、やっぱりかなり深刻な問題だから、もう少し健康福祉部全体の中でも、やっぱり法に基づいて、改めてちょっと検討する必要があるはしないかなということも含めて聞きたいと思うのですよ。

○西岡障がい者支援課長 確かに、先生がおっしゃるとおり、3月が自殺対策強化月間、それから9月が自殺予防週間ということで、年間通して2回、大きな重点的な取り組みをやる時期がございます。

現在、先生がおっしゃったように、まず相談機関がどこにあるかということで、新聞、ラジオ、テレビ等で相談機関のPRというのをやっております。駅の時刻表あたりに、

その裏面に相談機関を刷り込んだポケットサイズの周知する物をお配りするなど、いろんなことをやっております。

それから、電話の相談については、特に3月期においては、民間の方の御協力も得ながら、いのちの電話とか、こころの電話とか、いろいろボランティア団体がございますので、御協力をいただいて、夜間も24時間相談を受けるような機関を設けております。

それから、若者対策でございますけれども、基本的には、ハイリスクの若者の相談支援体制ということで、24年度も、年度途中ではありますけれども、精神保健福祉センターに週2回ほど若者の方で悩んでいる方が相談していただけるような、そういう職員を民間の方と協力して相談の機会を設けております。

そういう意味では、この基金が参りましたので、25年度、まだ今から検討しますけれども、そういう形で、精神保健福祉センターでより重点的にそういう相談が、自殺するハイリスクの若者の相談ということで対応できるようなことも視野に入れて今検討しているところでございます。

それから、自殺者の数ですけれども、警察庁発表なんですけれども、たしか24年度は速報値で446人ということで、5人、前年度よりふえた形にはなっております。ただ、基金事業が始まりました平成21年が484人で、22年が471人、それから23年が441人と、だんだん毎年減ってきております。

そういう意味では、確かに、5名ふえたというのは事実でございますけれども、速報値で。全体的には、やはり多重債務の相談とか、いろんな形で自殺の原因は多岐にわたっておりますので、いろんな部署で、民間団体も含めて、御努力いただいた結果、全体的には自殺の数は減少傾向にあるというふうには考えております。

ただ、しっかり、先生が言われるように若

者層、それから熊本県の場合は60代以上の自殺の方が43%ございますので、高齢者のうつ対策も含めて、やはりうつ病から自殺に至らないように、いろんな形で早目に信号を受けとめて、そういう自殺に至らないような対策を講じていきたいというふうに考えております。

○松岡徹委員 それで、週2回の若者の対応だけど、大体何人ぐらい、1人で。

○西岡障がい者支援課長 これは12月から始めましたので、まだちょっと結果のほうはまとめておりませんが。

○松岡徹委員 協賛団体が——結局法律のあれによると国でしょう。地方公共団体、いろんな団体。そして、その協賛団体がずっと、日赤とか、医師会とか、ずっと書いてあるわけだね。それを僕は数えてみたら73団体あるんですよ。ですから、行政のやっぱり体制には、今の地方公務員の定数削減とか、定員管理とかの中で限界があるので、そういう協賛団体との協力、そういうのはどうなのですか。

○西岡障がい者支援課長 いろんな県内の民間団体の方、精神保健福祉協会さんを初め、いろんな団体の方にメンバーになっていただきまして、大体8月と——1月行いましたけれども、自殺対策の連絡会議というものを開いております。その中で、やはり各団体の具体的な取り組みをお互いに発表しながら、協力できるところはしていただくという形で、相乗効果というか、連携しながら自殺対策がやれるようなそういう場は持って、連携しながら対策が進むように取り組んでおります。

○松岡徹委員 この連絡会議には、その73団体のうち、どのくらい来るの。

○西岡障がい者支援課長 20数団体は来ていると思います。ちょっと正確には今数字を持ちませんが。

○松岡徹委員 自殺というのは、意外と余り表に出しにくい微妙な問題もあるからあれだけど、大きな社会問題として体制も強化して、一層取り組みを法律に基づいてやってほしいと。

あと1点ですけれども、14ページの消費者行政活性化ですけれども、これも、消費者基本法というのができて、第2次基本計画というのが県でもできていますよね。（資料を示す）これが、いわば図解した、これはもともとカラーで書いてあるんだけど、図解した熊本県の消費者施策の推進に関する基本計画の概要と、第2次の。これだけ見ても、主要施策が5つあって、これが文書で見るとかなりさまざまな課題がありますよね、消費者対策というのは。

直接消費者相談員が、聞いたら13名というかな、そして全員嘱託という。ところが、この消費者——法律の目的とか、理念とか、それから国の責務とか、地方公共団体の責務とかというその法の趣旨から見ると、まさに公が責任を持たないと、被害対策にしても、消費生活のあり方にしても、なかなか進まないという要素が大いにあるなと思うんですけど、その点で、実際体制上は、十分とは言えないまでも足りているのかなとか、そういう点での問題点はいかがかなと思いますけど、どんなですか。

○杉山消費生活課長 今委員の質問でございますが、陣容としては、今現在の陣容で十分充実した対応ができているというふうに認識しております。

○松岡徹委員 これだけの課題を……。それ

ならいいんですけれども、また6月でも詳しくお聞きします。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第89号、第94号から第96号までについて、一括して採決したいと思います
が、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第89号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第89号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、これで委員会を閉会いたします。

皆さんお疲れさまでございました。

午後1時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長